

佐賀県教育委員会訓令甲第1号

本 庁  
教育事務所  
教育機関

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令  
(佐賀県教育委員会公印規程の一部改正)

**第1条** 佐賀県教育委員会公印規程（昭和63年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第1条の2</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に規定する課、組織規則第9条第2項に規定する<u>推進監並びに組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第1条の2</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に規定する課、組織規則第9条第2項に規定する<u>職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(2) 略</p>

(佐賀県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程の一部改正)

**第2条** 佐賀県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程（平成6年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>

<p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第2条第1項に掲げる課、組織規則第9条第2項に規定する<u>推進監並びに組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第2条第1項に掲げる課、組織規則第9条第2項に規定する<u>職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p>
--	---

(教育委員会事務局専決規程の一部改正)

**第3条** 教育委員会事務局専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 副課長 組織規則第2条第1項に規定する課の副課長並びに<u>組織規則第16条の2第1項、第16条の3第1項及び第18条の規定により置かれた副課長をいう。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 係長 組織規則第15条第1項に規定する係長並びに組織規</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 参事 組織規則第11条第1項の規定により置かれた教育企画監、参事及び技術監並びに<u>組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた参事及び技術監をいう。</u></p> <p>(9) 副課長 組織規則第2条第1項に規定する課の副課長、<u>組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた副課長、組織規則第14条に規定する人事主幹及び指導主幹並びに組織規則第15条の2第1項に規定する情報主幹及び指導主幹をいう。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 係長 組織規則第12条第2項及び第13条第2項の規定によ</p>

則第16条の2第1項、第16条の3第1項及び第18条の規定により置かれた係長をいう。

(11)・(12) 略

(各課長等共通専決事項)

**第5条** 課長、室長及び教育事務所長は、次に掲げるもの(室長にあつては第8号に掲げるものを除く。)を専決することができる。

(1)～(3) 略

(4) 所属の職員の旅行又は時間外勤務を命令すること。

(5)～(8) 略

2 課長及び室長は、次に掲げるもの(室長にあつては第10号に掲げるものを除く。)を専決することができる。

(1)～(10) 略

(11) 歳入の徴収及び収納事務の私人委託に伴う委託証明書の交付及び検証に関すること。

(教育振興課長専決事項)

**第7条** 教育振興課長は、次に掲げるものを専決することができる。

(1)～(3) 略

(4) 佐賀県就学指導委員会に関すること。

(特別支援教育室長専決事項)

**第10条の2** 特別支援教育室長は、特別支援教育に関することを専決することができる。

(副課長等専決事項)

り置かれた調整主幹、副主幹及び主幹、組織規則第15条第1項に規定する係長並びに組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた調整主幹、副主幹、主幹及び係長をいう。

(12)・(13) 略

(各課長等共通専決事項)

**第5条** 課長、室長及び教育事務所長は、次に掲げるもの(室長にあつては第8号に掲げるものを除く。)を専決することができる。

(1)～(3) 略

(4) 所属の職員の旅行(自らの外国旅行を除く。)又は時間外勤務を命令すること。

(5)～(8) 略

2 課長及び室長は、次に掲げるもの(室長にあつては第10号に掲げるものを除く。)を専決することができる。

(1)～(10) 略

(11) 歳入の徴収及び収納事務の私人委託に伴う委託証明書の交付及び検証並びに指定公金事務取扱者への公金事務の委託に伴う委託証明書の交付及び検証に関すること。

(教育振興課長専決事項)

**第7条** 教育振興課長は、次に掲げるものを専決することができる。

(1)～(3) 略

(特別支援教育室長専決事項)

**第10条の2** 特別支援教育室長は、次に掲げるものを専決することができる。

(1) 特別支援教育に関すること。

(2) 佐賀県就学指導委員会に関すること。

(副課長等専決事項)

**第11条** 副課長は、課長が専決することができる事務のうち課長が定めるものを専決することができる。

2 副室長は、室長が専決することができる事務のうち室長が定めるものを専決することができる。

(教育事務所長等専決事項)

**第12条 略**

2 教育指導監、教育事務所副所長及び教育事務所支所長は、教育事務所長が専決することができる事務のうち、教育事務所長が定めるもの（教育事務所支所長にあっては、教育事務所支所に係る事務に限る。）を専決することができる。

(課長等の代決者)

**第18条** 課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、副課長がその事務を代決することができる。

2 室長が専決できる事務について、室長が不在のときは、副室長がその事務を代決することができる。

3・4 略

**第11条** 参事又は副課長は、課長が専決することができる事務のうち課長が定めるものを専決することができる。

2 参事又は副室長は、室長が専決することができる事務のうち室長が定めるものを専決することができる。

(教育事務所長等専決事項)

**第12条 略**

2 教育指導監、教育事務所副所長、教育事務所支所長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、教育事務所長が専決することができる事務のうち、教育事務所長が定めるもの（教育事務所支所長にあっては、教育事務所支所に係る事務に限る。）を専決することができる。

(課長等の代決者)

**第18条** 課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、参事又は副課長がその事務を代決することができる。

2 室長が専決できる事務について、室長が不在のときは、参事又は副室長がその事務を代決することができる。

3・4 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。